



QRコード 京丹後市商工会 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷 836-1
■TEL: 0772-62-0342 ■FAX: 0772-62-3553
■URL: <https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp>

- 網野支所 /TEL: 72-1863 ●久美浜支所 /TEL: 82-0155
- 大宮支所 /TEL: 68-0038 ●弥栄支所 /TEL: 65-3137 (火・金のみ)
- 丹後支所 /TEL: 75-2222

第19回 通常総代会を開催いたしました

5月22日、KISSUIEN Stay&Food (峰山町杉谷) にて、第19回通常総代会を開催いたしました。

総代会は、行待会長の挨拶の後、議長に松本進一朗氏（久美浜地区）を選出し議案審議が行われ、提出された全議案ともに原案どおり承認可決されました。



議長 松本進一朗氏
(久美浜地区)

令和7年度 基本方針

コロナ禍からの人流回復、能登半島地震等からの物流正常化など、ゆるやかに我が国の経済回復が見られる一方で、当地域では、物価の高騰、人材・人手の不足はかつてなく深刻な状況を迎えています。

米国による関税政策の強化など、政治的な不透明感が高まるなか、受注・売上の減少、更なる物価高騰による企業収益の圧迫が想定されます。コロナ関連融資の返済原資等、資金繰りに窮する事業所の増加が懸念され、中小・小規模事業者においても防衛的賃上げを余儀なくされています。取引価格の適正化、自己変革による「稼ぐ力」の向上と持続的な成長、改善に向けた取り組みを推進し、物価高騰、人材不足等に打ち克つ好循環をつくりだすことが不可欠となっています。

こうした課題を乗り越えて頂くため、本会では、京都府で新設頂いた「京都府伴走支援体制強化等事業」を活用し、宮津市以北2市2町共有の専門的経営支援コーディネーター5名を設置。価格交渉の質の向上、コスト増加に見合う価格転嫁の促進、省力化投資等を通じた生産性向上、GXやDXを通じた事業変革による新規需要の獲得や付加価値向上など、激変する経営環境に対し積極的に適応していく取組みをよりきめ細やかに支援していくこと、合わせて経営支援員の支援能力向上を重点的に取り組んでいくこととしています。

また、将来ビジョン検討委員会にて策定したアクションプランを規範とし、地域経済の回復に向けた活動を強力に推し進めるとともに、各部会の活動をはじめ、地域の活性化に貢献する活動、地域、業界の振興に向けた事業も積極的に推進してまいります。

なお、総務委員会にて、持続可能な運営体制への改革を進めるため、地域総合振興事業のあり方、会計等の総点検など5回に渡って検討を進めてきましたが、合併当初と比べ約1,000名の会員事業所が減少し、現在の運営体制を維持することが困難な状況となりつつあります。経営支援員による創業支援、事業承継支援は勿論のこと、役職員による加入勧奨活動、エリアコミュニケーション事業の継続実施による組織強化等を図りながら、引き続き、全視野的な検討を進めてまいります。

会員各位、関係者各位のご理解ご協力を切にお願いするところであります。

重点事項

- 1 激変する経営環境に対応した伴走支援の強化
- 2 小規模企業対策事業(国・府・市の施策)の積極的な推進
- 3 「金融・経営一体型支援体制強化事業」「京都府伴走支援体制強化等事業」による資金繰り、事業再生や経営改善支援

- 4 米国関税政策に伴う対応支援
- 5 賃上げ、人材・人手不足や働き方改革等制度改正に伴う対応支援
- 6 丹後地域ビジネスサポートセンター事業の推進による創業支援
- 7 京都府事業承継・引継ぎ支援センターとの連携による事業承継支援
- 8 経営発達支援計画に基づく事業実施、評価と改善、職員の資質向上
- 9 労働保険事務組合、各種共済制度増強活動の推進
- 10 地域活性化のための意見集約と提案活動の強化
- 11 アクションプランを規範とした部会活動等の推進
- 12 組織基盤強化対策の積極的な推進と持続可能な運営体制の検討

令和6年度収支決算

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

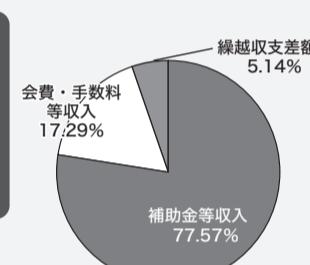
(収入の部)

(支出の部)

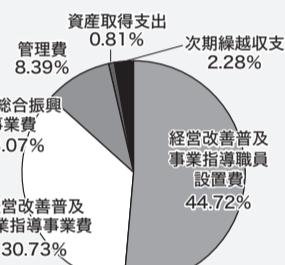
単位:円

科 目	金 額
補助金等収入	240,186,002
会費、手数料等収入	53,550,743
受託料収入	0
繰越収支差額	15,900,581
合 計	309,637,326

令和6年度
決算収入



令和6年度
決算支出



令和7年度収支予算

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

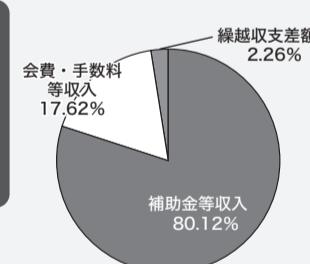
(収入の部)

(支出の部)

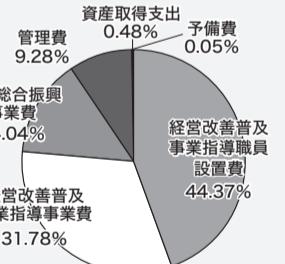
単位:円

科 目	金 額
補助金等収入	250,856,000
会費、手数料等収入	55,167,684
受託料収入	0
繰越収支差額	7,076,316
合 計	313,100,000

令和7年度
予算収入



令和7年度
予算支出



新役員紹介

理 事／小森 豊彦(青年部長) ※敬称略

令和7年度【意欲ある部会事業推進助成金】の募集について

当会の意欲ある部会事業推進助成金は、部会事業を活性化し、複数の会員事業者及び既存の組合等が関わることによる相乗効果、また部会の枠を超えた異業種での取組みによる業界の振興を目的として実施しています。令和7年度においては、持続可能な地域経済の発展に向けて業界連携を図る活動を支援いたします。

募集期間	令和7年5月26日(月)～6月30日(月)
対象事業者	(1)事業を協力して取り組もうとしている複数の事業所(原則3事業所以上)で、構成員の商工会員割合が100%のグループ等。 (2)商工会員である団体・組合等。(NPO法人、有限責任事業組合を除く)
助成額	●交付申請額は、1団体につき50万円を限度とし、対象経費の範囲内で申請してください。(※申請額については1,000円未満の端数は切り捨て)

対象事業内容
①各業界の総合的な改善・発展及び活性化に貢献する事業
②各業界の社会一般の福祉の増進に資する事業
③本制度を利用して、過去に同一の事業、若しくは同一と認められる酷似した内容で助成金を受けていない事業(視察研修事業を除く)
④その他、上記に準ずる事業で、審査会において適当と認められた事業
⑤令和7年4月1日以降に開始する事業で、原則として令和8年2月末日までに完了する事業
グループ内で目指すべき目的・目標を定め、その目的・目標に向かって段階的に取り組んでいく事業等を重点的に支援します。

※過去に同一の事業、若しくは同一と認められる酷似した内容で助成金を受けている事業は、不採択若しくは減額となります。
※国などが助成する他の制度との併給はできません。

その他事項
本助成金の詳細につきましては、商工会本支所、当会ホームページ(<https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp/>)にてご確認ください。
本年度より、ガイドライン(募集要項)の送付はいたしません。



中小企業持続経営支援補助金(ステップアップ枠)のご案内

京都府と京丹後市商工会では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々や商店街団体を対象とした「中小企業持続経営支援補助金(ステップアップ枠)」により、事業計画に基づく、経営改善等に繋がる取組に対する経費を支援します。

対象者 京丹後市内に事業所(団体)等を有する中小企業等及び商店街団体

受付期間・事業実施期間・補助対象事業等

中小企業応援隊の伴走支援により、経営安定と成長に向けた事業計画に基づき中小企業等が実施する業務改善等やイノベーションに繋がる工夫を凝らした取組、商店街団体が実施する売上向上を目指す取組

<具体例>

- ◆経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費など
- ◆省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費
- ◆固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費など
- ◆サイバーセキュリティ対策に関する経費
- ◆その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの

各期間	開始	終了
受付期間	令和7年6月2日(月)	令和7年6月18日(水)
事業実施期間	令和7年4月1日(火)	令和8年1月31日(土)
実績報告書提出期間	事業終了から14日以内	(最終:令和8年2月5日(木))

対象外

- ・当取組(事業)の交付決定前に終了した取組(事業)
- ・同一取組(事業)について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けていることが決まっている場合

補助率・補助上限 ※別途専門家派遣も可能

項目	対象	補助率	補助上限
(1)経営改善型	小規模企業※	3分の2	200,000円
	中小企業(小規模企業除く)※	2分の1	300,000円
	中小企業を構成員とする団体等※	3分の2	200,000円
(2)起業支援型	商店街団体	3分の2	200,000円
	創業予定者、中小企業等	3分の2	200,000円

その他

・中小企業等、商店街団体等の範囲、補助対象の具体的な詳細はHP等でご確認ください。



提出先 中小企業応援隊員を経由して京丹後市商工会へ提出

問合せ先 京丹後市商工会 本支所まで

京丹後市脱炭素重点対策加速化事業補助金のお知らせ

京丹後市では、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を削減し、脱炭素社会を実現するために、所有する建物等において太陽光発電設備や蓄電池等の設置を検討されている方へ補助金を交付します。

この補助金は、国の交付金事業(環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」)等を活用して行うものです。

ぜひご活用ください。

対象者 市民及び市内の事業者

申請受付期間 令和7年5月1日(木)～令和8年1月9日(金)

申請先 京丹後市役所生活環境課ゼロカーボン推進室

実績報告提出期限 令和8年2月13日(金)

補助対象事業	補助金額
①太陽光発電設備の設置	個人:7万円/kW(上限70万円) 事業者:5万円/kW(上限500万円)
②蓄電池	補助対象経費の1/3以内の額 上限:次の蓄電池の1kWh当たりの価格の1/3の額 家庭用:15万5千円、業務用:19万円 ※①の太陽光発電設備の附帯設備に限る。
③太陽光発電設備の単体設置又は太陽光発電設備・蓄電池の同時設置(専用住宅・余剰売電型)	○太陽光発電設備の単体設置 1万円/kW(上限10万円) ○太陽光発電設備・蓄電池の同時設置 以下の合計額 市補助(太陽光):1万円/kW(上限10万円) 府補助(太陽光):1万円/kW(上限4万円) 府補助(蓄電池):1.5万円/kWh(上限9万円)
④木質バイオマス熱利用設備の設置	補助対象経費の2/3以内の額(上限100万円)
⑤既存住宅の断熱改修	補助対象経費の1/3以内の額 上限:(戸建)1戸当たり120万円 (内、玄関ドア5万円)

お問合せ先

京丹後市役所生活環境課ゼロカーボン推進室

TEL:0772-69-0240

詳細は市HP→

青年部通信

新部長就任の挨拶



新たに京丹後市商工会青年部 部長という重要な役職を担わせていただくことになりました、小森豊彦でございます。

まず初めに、このような大役をお任せいただきましたことに深く感謝申し上げます。部長という立場に立つこととなり、改めてその責任の重さを感じております。今までの経験を活かしつつ、さらに一層の努力をしていかなければならぬと、心から感じております。

私一人では決して成し遂げられないことばかりですので、何よりも皆さまとの協力が欠かせません。これからも一緒に力を合わせ、より良い事業を生み出していくよう努力していきたいと考えております。私自身もまだ学ぶべきことが多いと感じています。部長という立場になることで新たな視点やスキルが必要となることもあるかと思いますが、常に謙虚な気持ちを忘れず、青年部員、地域の皆さまと共に成長していくよう精進していきたいと考えています。皆さまからの意見や助言を真摯に受け止め、より良い方向へと進んでいくよう努力してまいります。

部長としての役割を果たしつつ、京丹後市商工会青年部として地域貢献できるよう、日々精一杯活動していく所存です。何かとご指導いただくことが多いかと思いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

申込・詳細は京丹後市商工会
青年部事務局まで
TEL:0772-62-0342

経営発達支援計画 令和7年度 伴走型小規模事業支援推進事業

地域経済動向調査『D.I』報告

業種	3月	4月	前月比	前年同月値	3月	4月	前月比	前年同月値
産業全体								
織物業								
売上高	▲7.0	▲22.0	-15.0	6.0	▲7.1	▲28.6	-21.4	▲14.3
採算	▲12.0	▲38.0	-26.0	▲16.0	▲14.3	▲35.7	-21.4	▲28.6
資金繰り	▲20.0	▲18.0	2.0	▲14.0	▲50.0	▲28.6	21.4	▲21.4
業況	▲30.0	▲41.0	-11.0	▲18.0	▲50.0	▲78.6	-28.6	▲35.7
機械金属業								
売上高	▲50.0	▲42.9	7.1	▲21.4	▲14.3	▲7.1	7.1	57.1
採算	▲50.0	▲64.3	-14.3	▲35.7	14.3	▲21.4	-35.7	0.0
資金繰り	▲28.6	▲7.1	21.4	▲14.3	7.1	14.3	7.1	7.1
業況	▲71.4	▲85.7	-14.3	▲71.4	0.0	0.0	0.0	7.1
建設業								
売上高	20.0	▲6.7	-26.7	▲26.7	14.3	▲50.0	-64.3	▲14.3
採算	▲13.3	▲13.3	0.0	▲13.3	0.0	▲35.7	-35.7	▲7.1
資金繰り	▲20.0	▲20.0	0.0	▲13.3	▲21.4	▲35.7	-14.3	▲21.4
業況	▲20.0	▲13.3	6.7	▲13.3	▲35.7	▲42.9	-7.1	▲35.7
商業								
売上高	▲7.1	▲35.7	-28.6	21.4	▲6.7	13.3	20.0	40.0
採算	7.1	▲50.0	-57.1	▲14.3	▲26.7	▲46.7	-20.0	▲13.3
資金繰り	▲7.1	▲35.7	-28.6	▲21.4	▲20.0	▲13.3	6.7	▲13.3
業況	▲35.7	▲50.0	-14.3	▲7.1	0.0	▲20.0	-20.0	26.7
観光業								
売上高	▲7.1	▲35.7	-28.6	21.4	▲6.7	13.3	20.0	40.0
採算	7.1	▲50.0	-57.1	▲14.3	▲26.7	▲46.7	-20.0	▲13.3
資金繰り	▲7.1	▲35.7	-28.6	▲21.4	▲20.0	▲13.3	6.7	▲13.3
業況	▲35.7	▲50.0	-14.3	▲7.1	0.0	▲20.0	-20.0	26.7
サービス業								
売上高	▲7.1	▲35.7	-28.6	21.4	▲6.7	13.3	20.0	40.0
採算	7.1	▲50.0	-57.1	▲14.3	▲26.7	▲46.7	-20.0	▲13.3
資金繰り	▲7.1	▲35.7	-28.6	▲21.4	▲20.0	▲13.3	6.7	▲13.3
業況	▲35.7	▲50.0	-14.3	▲7.1	0.0	▲20.0	-20.0	26.7

◎市内事業所(約100社程度)を、ヒアリングした景気動向結果を指標化し、「D.I」値としています。

【申請期限】令和8年2月27日(金)まで

【対象者】

市内事業者(市内に事務所、店舗、工場その他の事業所を有し事業活動を行う個人並びに法人)又は市内農林漁業者

【対象経費】

令和7年1月から令和7月12月までに支払った、事業の用に供する電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油及び混合油

【給付金額の算定方法】

(1) 事業所光熱費対策事業

対象経費のうち任意の3ヶ月分の合計×10%(千円未満切捨)

※1施設あたり限度額 個人事業主等:10万円 法人等:30万円

(2) 運輸車両等燃料費対策事業

車両の種別毎に次の①と②を比較して小さい方の額を1台あたりの上限とし、対象車両台数をかけた額(千円未満切捨)

①(対象経費のうち事業用車両の運行に要した燃料費の合計×10%)÷対象事業用車両台数